

(第103回定時株主総会)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	33
■ 計算書類	36
■ 監査報告書	39

乾汽船株式会社

証券コード：9308

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加や、全国旅行支援に伴う個人消費の回復を背景に、緩やかに持ち直しておりますが、地政学リスクによる資源価格の高騰や、円安による部資材の調達価格上昇、米欧利上げに伴う海外経済の減速などの影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績は、外航海運事業における市況の変動や為替の影響により、売上高は前期比6,670百万円増収（+17.7%）の44,267百万円、営業利益は前期比299百万円減益の13,067百万円、経常利益は前期比118百万円減益の13,431百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,990百万円減益の9,857百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるハンディ船市況は、前年を上回る水準が続いていたものの、第2四半期後半より、米中市場における荷動きの鈍化による影響が出てまいりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に起因した海上輸送の混乱は解消に向かい、各国各港での検疫緩和・撤廃により、港湾処理能力が改善し、輸送能力が向上したことも、運賃上昇圧力を抑える要因となりました。

なお、当連結会計年度における当社グループの平均為替レートは¥134.77/対US\$（前期は¥111.53）となりました。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、市況の変動や為替の影響により売上高は前期比6,762百万円増収（+23.3%）の35,763百万円、セグメント利益は前期比132百万円減益（△1.1%）の11,896百万円となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高は前期をやや上回る水準で推移し、貨物取扱量は前期と概ね同水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、倉庫保管料売上が増収となった一方で、連結子会社の引越業においては、主力としてきた企業の転勤引越需要がテレワーク等の普及により低迷した影響から減収となり、セグメント売上高は前期比98百万円減収（△2.4%）の3,976百万円となりました。セグメント利益は減価償却費の減少等により、前期比96百万円増益（前期は21百万円の損失）の74百万円となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は、軟調な状態が続いており、今後も新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとしたテレワークの普及により、オフィス需要の鈍化が懸念されます。その一方で、東京23区の賃貸マンション市況については単身者用住居等を除き、引き続き堅調に推移しております。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、シェア型企業寮である月島荘はその特性から稼働率が低下しておりますが、既存賃貸物件は概ね安定して高稼働を維持しており、売上高は前期比7百万円増収（+0.2%）の4,527百万円となりました。セグメント利益は賃貸物件の保全に伴う修繕費の増加や電気料の上昇等により前期比134百万円減益（△5.5%）の2,289百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
外航海運事業	35,763	80.8
倉庫・運送事業	3,976	9.0
不動産事業	4,527	10.2
合 計	44,267	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額6,997百万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船舶が4隻あります。
- ③ 当連結会計年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2023年度から2025年度までを対象年度とする新たな中期経営計画を策定・公表いたしました(注)。

同計画では、経営の基本方針として、①資産の力を事業の力に、②FUN to WORK、③「らしさ」の追求の3つを定めております。当社グループは、当該経営の基本方針に従い、事業及び株主価値の向上のための自助努力を推進してまいります。各事業セグメントにおいては、本中期経営計画に基づく次のそれぞれの事業別の基本方針に則した施策を検討、実施してまいります。

外航海運事業につきましては、「長期的に『よくはこぶ』Handy船隊運営」を事業別の基本方針とし、船舶の「ご長寿お達者」、航行のムダ排除と安心安全、徹底した効率配船を実行してまいります。

倉庫・運送事業につきましては、「『Basic』+『Advance』」を事業別の基本方針とし、自動化・ロボ化が入りにくいニッチな実需への対応と、配送・荷役・保管の各機能を進化させながら、新たな「業」づくりへ取り組んでまいります。

不動産事業につきましては、「勝どき・月島 3街区を連携させる『住まう』街づくり」を事業別の基本方針とし、既存物件での実証実験を経て、この街での新しい「住みごこち」の実現に取り組んでまいります。

なお、当社の配当政策につきましては、6. 会社の体制及び方針(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針(事業報告32頁)をご参照ください。

また、当社は本中期経営計画を着実に推し進め、持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンスの実効性を引き続き強化してまいります。

(注) 中期経営計画の詳細は、以下の当社ウェブサイト(IR(投資家情報)－中期経営計画)をご参照ください。また、同ウェブサイトにおいてご覧いただける補足説明資料も併せてご参照ください。
(<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

(5) 財産及び損益の状況

		第100期 2020年3月期	第101期 2021年3月期	第102期 2022年3月期	第103期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	21,787	18,879	37,597	44,267
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△884	△1,233	13,366	13,067
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,080	△1,329	13,550	13,431
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	80	△1,186	11,848	9,857
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	3.23	△47.51	473.87	393.71
総資産	(百万円)	53,054	52,461	66,137	69,573
純資産	(百万円)	18,985	18,009	29,882	34,060
1株当たり純資産	(円)	761.56	720.94	1,194.49	1,359.72

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

- ①外航海運事業（ロジスティクス）
船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業
- ②倉庫・運送事業（ロジスティクス）
倉庫、荷役、貨物運送
- ③不動産事業
施設賃貸

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：6件 神奈川県：1件
倉庫・文書センター	東京都：5事業所 埼玉県：1事業所 千葉県：2事業所 神奈川県：2事業所

② 子会社

会社名	事業拠点
DELICA SHIPPING S.A. (本社 パナマ共和国)	パナマ共和国：1事業所
イヌイ運送株式会社 (本社 東京都江東区)	東京都：4事業所 その他：2事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社 (本社 東京都中央区)	東京都：4事業所 その他：3事業所

(9) 事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN GOH 他 計 22隻	貨物船	469,552トン	759,241 K/T
用 船	計 5隻	貨物船	125,968トン	202,426 K/T
合 計	27隻		595,520トン	961,667 K/T

(10) 企業集団の使用人の状況

セグメント別 使用人数	使用人数 (人)	前連結会計年度末比増減 (人)
外航海運事業	28(1)	△2(△1)
倉庫・運送事業	119(57)	1(△8)
不動産事業	5(1)	0(△1)
全社 (共通)	22(7)	1(0)
合計	174(66)	0(△10)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	17,725
株式会社みずほ銀行	4,868
株式会社愛媛銀行	2,704
株式会社三菱UFJ銀行	900
みずほ信託銀行株式会社	470

(12) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	70,000,000株
(2) 発行済株式の総数	25,049,483株
	(自己株式1,023,477株を除く)
(3) 株主数	30,254名
(4) 上位10名の大株主	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,039 ^{千株}	8.14 [%]
東京海上日動火災保険株式会社	1,283	5.12
松岡冷蔵株式会社	962	3.84
株式会社三井住友銀行	848	3.39
みずほ信託銀行株式会社	501	2.00
尾道造船株式会社	473	1.89
乾光海運株式会社	470	1.88
乾 民治	452	1.81
三井住友海上火災保険株式会社	402	1.61
乾 隆志	376	1.50

(注) 持株比率は当社が保有する自己株式（1,023,477株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社役員に対する企業価値向上へのインセンティブの付与及び当社役員と株主の皆様との一層の価値共有のため、当社役員に対する報酬等の一部に譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。当該制度における譲渡制限付株式報酬は、全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、業績連動報酬等を含む金銭報酬の合計額に一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とで構成されております。

当事業年度中に取締役その他の役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	27,304株	2名
社 外 取 締 役	1,659株	3名
監 査 役	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾 康 之	
取締役 専務執行役員	乾 隆 志	イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取締役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 東海カーボン株式会社社外取締役
取締役	村 上 章 二	神原ロジスティクス株式会社社外取締役 ツネイシCバリューズ株式会社社外取締役
取締役	岩 田 研 一	株式会社横浜スカイビル代表取締役社長
常勤監査役	渡 來 義 規	AFRO-ASIA SHIPPING CO(PTE)LTD. Singapore Advisor ROBINSON DEVELOPMENT(PTE)LTD. Singapore Alternate Director
監査役	山 田 治 彦	公認会計士（山田治彦公認会計士事務所所長） 株式会社東京証券取引所社外監査役 株式会社JPX総研社外監査役
監査役	清 水 豊	弁護士（東京丸の内法律事務所パートナー） 医療法人社団緑風会監事 トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役 医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事 医療法人社団NEXT監事
監査役	上 野 祐 二	東京団地倉庫株式会社常勤監査役

- (注) 1. 神林伸光、村上章二、岩田研一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 渡來義規、山田治彦、清水豊の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役神林伸光、取締役村上章二、取締役岩田研一、常勤監査役渡來義規、監査役山田治彦、監査役清水豊の6氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 2022年6月22日開催の第102回定時株主総会において、新たに岩田研一氏が取締役として、渡來義規氏及び上野祐二氏が監査役として選任され就任いたしました。
5. 監査役山田治彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に次のとおり取締役及び監査役の異動がありました。

【任期満了による退任】（2022年6月22日付）

地位	氏名
取締役	苦瀬博仁
常勤監査役	加島昭久

・苦瀬博仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役でありました。

7. 2023年3月31日時点の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長	乾 康 之	—
専務執行役員	乾 隆 志	—
執行役員	岩 原 知 行	外航海運事業セグメント担当
執行役員	中 村 元	倉庫・運送事業セグメント担当
執行役員	加 藤 貴 子	総務・経理担当
執行役員	久 田 哲 郎	物流研究室担当

・乾康之氏及び乾隆志氏は、取締役を兼務しております。
 ・加藤貴子氏は当事業年度末日以降に当社を退職し、執行役員を退任しております。
 ・久田哲郎氏は、途中で新たに就任した執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役神林伸光、村上章二、岩田研一の3氏及び常勤監査役（社外監査役）渡來義規、社外監査役山田治彦、清水豊、監査役上野祐二の4氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役乾康之、乾隆志、神林伸光、村上章二、岩田研一の5氏及び監査役渡來義規、山田治彦、清水豊、上野祐二の4氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範

社内において当社が補償することとしております。但し、同条第2項各号の費用等（上記各氏が任務懈怠責任を負う場合の損失及び悪意又は重大な過失により第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失等）を補償の対象外とするほか、上記各氏が悪意又は重大な過失により法令・定款その他の社内規程又は当社に対して負担する契約上の義務に違反したことが明らかで、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、及び、上記各氏が当社に対する誹謗中傷、情報漏洩又は競業行為その他の背信行為を行い、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、並びに、当社が上記各氏を提訴する場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用等を補償の対象外とすることにより、上記各氏の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、違法に利益又は便宜を得る行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全取締役及び全監査役、子会社であるイヌイ運送株式会社、イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社及びDELICA SHIPPING S.A.の全取締役及び全監査役であります。

（５）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の事業内容、執行責任領域等を踏まえ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬、及び業績連動金銭報酬）並びに株式報酬（固定株式報酬及び業績連動株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）及び株式報酬（固定株式報酬）のみを支払うこととする。また、全ての取締役について、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととする。

なお、本方針は、取締役会において決定されており、本方針に関する取締役会の権限及び裁量の範囲は、下記②「取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の株主総会の決議の範囲内に限定されます。また、本方針の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会（代表取締役1名、独立社外取締役2名で構成されており、独立社外取締役のうち1名が委員長であります。）において審議され、その答申を踏まえて、取締役会で決議されております。

(ii) 基本報酬（固定金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、年間報酬額を12等分した月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

(iii) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

1) 金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため定量的な業績指標を反映した現金報酬とし、各種業績評価項目に対する達成度合いに応じて算出された額を業務執行取締役に対して支給する。なお、業績連動金銭報酬は、基本報酬と同様に年間報酬額を12等分して月例支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答

申を踏まえた見直しを行うものとする。

2) 非金銭報酬等（株式報酬）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、i)全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、ii)基本報酬（固定金銭報酬）及び業績連動金銭報酬を合算した額に役位、職責に応じて設定した一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とし、i)及びii)のいずれも年間報酬額相当の株式を事業年度毎に交付する。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の事業内容、執行責任領域を踏まえ、役位が高いほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬）のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役社長の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝50：25：25（当社が標準的と考える水準の場合）とする。一方、役付でない取締役執行役員の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝80：10：10（当社が標準的と考える水準の場合）とし、役位に応じ、職責や報酬水準を考慮し決定する。また、社外取締役の種類別の報酬割合については、固定金銭報酬としての基本報酬：非金銭報酬等＝90：10を目安とする。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が、指名・報酬委員会に原案を諮問して得た答申を踏まえ、定時株主総会終了後に開催される取締役会で決定することとする。

イ 決定方針の決定の方法

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主

総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、上記取締役の報酬等とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬等を、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）で支給とすること、及び、年85,000株以内の譲渡制限付株式を発行又は処分することを決議いただいております。なお、当該株式の譲渡制限期間は5年で設定しており、また、取締役が当該譲渡制限期間満了前に当社の取締役等を退任又は退職した場合等には、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、株式を当然に無償で取得することとしております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬等の額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名であります。

上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことについて決議いただいております。当該打切り支給の対象となる役員の員数は7名でありましたが、現在は、当該打切り支給額の未払残高が取締役1名に対し7百万円あります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の固定金銭報酬及び固定株式報酬については、各取締役の役位及び職責を踏まえ、取締役会で審議し決定しました。また、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動金銭報酬は、年間配当金及び目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）をもとに、それぞれ取締役会で審議し決定しました。さらに、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動株式報酬については、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の合計額に、役位及び職責に応じて取締役会で審議し決定した一定割合を乗じた額としました。これらの取締役会での審議・決定は、いずれも指名・報酬委員会からの答申を尊重して行っております。これらを踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象役員 の員数 (名)
		金銭報酬		譲渡制限付株式報酬		
		固定	業績連動	固定	業績連動	
取締役 (うち社外取締役)	223 (28)	83 (25)	87 (―)	5 (3)	47 (―)	6名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	33 (25)	33 (25)	― (―)	― (―)	― (―)	5名 (3名)

- (注) 1. 業績連動金銭報酬の支給にあたり、当社では、2022年4月から2022年6月までの支給分については2021年3月期の業績指標を用いて、2022年7月から2023年3月までの支給分については2022年3月期の業績指標を用いて、それぞれ金額を算定しております。
2. 業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標及びその実績値並びに、当該業績指標を選定した理由

	業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標	業績指標の実績値
2022年4月から 2022年6月までの 支給分	2021年3月期における、以下の数値 ・年間配当金 ・目標達成度 (事業ごとに定めた行動目標の平均達成度)	6円 五段階で4/5
2022年7月から 2023年3月までの 支給分	2022年3月期における、以下の数値 ・年間配当金 ・目標達成度 (事業ごとに定めた行動目標の平均達成度)	224円 五段階で4/5

年間配当金を業績指標として選定した理由は、株主の皆様との価値共有が進められると判断したためです。また、目標達成度 (事業ごとに定めた行動目標の平均達成度) を選定した理由は、これが期首に策定した全部署の行動目標に対する評価結果を反映するものであるためです。なお、業績指標選定に際しては指名・報酬委員会の答申を経ております。

3. 業績連動報酬等の額の算定方法
業績連動金銭報酬の額の算定については、それぞれの業績指標毎に定められた標準となる報酬額に対し、業績指標実績に応じ当社が定めた支給係数を掛けた額を合計する方法としております。また、業績連動譲渡制限付株式報酬の額は、事業年度毎の金銭報酬総額に対し、役位、職責に応じて設定した10~33%の割合で変動する数値を乗じた金額としております。
4. 当社は、非金銭報酬等として、取締役に対する譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容は上記「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は上記「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会	理事長
		東海カーボン株式会社	社外取締役
取締役	村上章二	神原ロジスティクス株式会社	社外取締役
		ツネイシCバリューズ株式会社	社外取締役
取締役	岩田研一	株式会社横浜スカイビル	代表取締役社長
監査役	渡来義規	AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. Singapore	Advisor
		ROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. Singapore	Alternate Director
監査役	山田治彦	山田治彦公認会計士事務所	所長
		株式会社東京証券取引所	社外監査役
監査役	清水豊	株式会社JPX総研	社外監査役
		東京丸の内法律事務所	弁護士
		医療法人社団緑風会	監事
		トライアンフィールドホールディングス株式会社	社外監査役
		医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所	監事
		医療法人社団NEXT	監事

(注) 山田治彦氏が社外監査役を務める株式会社東京証券取引所との間には、当社が東京証券取引所に株式を上場していることから、4百万円未満の年間上場料等の支払の取引関係がございますが、金額及び内容に照らして、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。その他に上記兼職先と当社の間には取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	神林伸光	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、造船業界における長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役	村上章二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、ロジスティクス業界における長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役	岩田研一	2022年6月22日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、総合デベロッパー企業の経営で培われた長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	渡来義規	2022年6月22日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席するとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	山田治彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	清水豊	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席するとともに、弁護士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、神林伸光、村上章二、岩田研一の3氏に対し、社外取締役としてそれぞれが有する経験や専門性を当社の経営に積極的に活かすことを期待しておりますが、上記のとおり、各々その期待される役割を適切に果たしております。また、神林伸光及び村上章二の両氏はこれらに加えて指名・報酬委員会の委員として、当該委員会において、役員報酬等の内容の決定や役員候補者の選定等に際して客観的かつ独立的な立場から適宜意見を述べており、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等	44百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	44百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

(i) 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1) 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2) 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3) 相互発展

公明正大な取引関係の上取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4) 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5) 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

- 6) 役職員の連帯と自己発現への環境づくり
役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。
 - 7) 個人情報等の適正な管理
個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。
 - 8) 政治・行政との関係
政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。
 - 9) 反社会的勢力及び団体への対処
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。
 - 10) 環境問題への取り組み
環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。
- (ii) 内部監査部門として監査室を設置
- (iii) コンプライアンスに関する研修体制の整備
- (iv) 監査室及び外部の法律事務所に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものいたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回以上定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものいたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

- (i) 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。
- (ii) 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。
- (iii) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。
- (iv) 子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月1回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、持続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行うおうとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共

同の利益を確保する必要があると考えております。

また、当社は、会社経営においては、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するような株主の皆様による経営の監視が重要であるとの認識の下、株主の皆様との共同の利益のためになされる正当な株主権の行使は尊重されるべきものと考えております。しかしながら、株主権の行使の中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるものも少なからず存在しますが、当社は、とりわけ、そのような株主権の濫用が、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者によって行われる場合、当該株主権の濫用に伴い当社に直接の損害が発生するとどまらず、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースが空費されてしまうおそれがあり、また、そのような者が当社の大株主であること自体が株主の皆様はもとより、当社の中長期的な企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を毀損するおそれがあるため、株主権を濫用し、又は濫用しようとする者は、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者として不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な環境変化があり、都度、業態業容には若干の変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事

業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

1)資産の力を事業の力に

未来に向かって進化を続ける勝どき・月島は施設賃貸業の適地であり、当社の安定収益と財務基盤を支えます。この優良な資産がさらに成長する機会が到来します。再開発の期間は事業が資産を支えます。強化される資産の力は更に強い基盤となります。

2)FUN to WORK

やりがい×いきがい=FUN、としました。そもそも小さい会社です。ヒトとヒトとが支え合って、助け合って此処まで来ました。新しい働き方や、Digitalの力もうまく使っていきますが、ひとり一人のニンゲン力、これからも大切にしていきます。

3)「らしさ」の追求

われらの「らしさ」は、実業に向き合い、地道な努力を練り込みながら生まれます。

「らしさ」は差別化の源です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それがわれらの不易流行です。

当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

(ii) 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2023年度から2025年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2023年4月3日付けで公表しております「『中期経営計画 不易流行』策定に関するお知らせ (注)」をご参照ください。

- 1)外航海運事業 : 長期的に「よくはこぶ」Handy船隊運営
- 2)倉庫・運送事業 : 「Basic」+ 「Advance」
- 3)不動産事業 : 勝どき・月島 3街区を連携させる「住まう」街づくり

(注) <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2258553/00.pdf>

また、当社ウェブサイトにおいてご覧いただける補足説明資料も、以下より併せてご参照ください。
<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>

(iii) コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。代表取締役1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の

方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

(四) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2021年5月14日開催の当社取締役会において、特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議し、2021年6月23日開催の当社第101回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、これを導入しており、有効期間は、第101回定時株主総会の終結時から2024年6月開催予定の第104期定時株主総会の終結時までとなります。

本プランは、アルファレオホールディングス合同会社及びその関係法人・関係者を含む特定の株主グループ（以下、「特定株主グループ」といいます。）により、特定株主グループ及びその共同保有者又は特別関係者並びにこれらの者を実質的に支配する者又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を経て当社取締役会が合理的に認定した者の当社株式に係る株券等保有割合が30%以上となる当社株券等の買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされた場合、又は株主権の行使（株主総会の招集請求又は株主提案を含みますが、これらに限られません。）であって、株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決又は確定した終局決定において認定された行為（以下、「濫用的株主権行使」といいます。）を行った場合、以下の手続きを行うこととしております。

1) 大規模買付行為等がなされた場合

本プランは、特定株主グループに対して、当社取締役会に対して本プランを遵守する旨の誓約を含む意向表明書を提出すること、当社取締役会に対して大規模買付行為等への意見形成及び代替案立案のため必要かつ十分な情報を提供すること、及び、当社取締役会が当該情報の提供を受け評価、検討、意見形成、代替案立案及び交渉を行うための期間が経過するまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないこと等をルールとして定めております。大規模買付者等がこれを遵守しない場合は、原則として独立委員会が当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することとされており、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し

た上で、取締役会にて、対抗措置の発動又は不発動、又は当社株主総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものと明記しております。

2) 濫用的株主権行使がなされた場合

本プランは、特定株主グループに属するいずれかの者によって、濫用的株主権行使がなされた場合、原則として独立委員会が当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することとされており、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会にて、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を遅滞なく行うものと明記しております。

なお、本プランの全文・詳細については、2021年5月14日付ニュースリリース「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止について」（注）をご参照ください。

（注）当社ホームページ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/1970522/00.pdf>

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②（イ）記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であるため、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記②（ロ）に記載の取組みは、特定株主グループによる大規模買付行為等又は濫用的株主権行使が確認された際に、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものです。加えて、当該取組みについては、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足するものであり、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっていること、当社第101回定時株

主総会において株主の皆様より本プランの導入に関する承認を得ていること等により、その公平性・客観性が担保されており、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「事業特性」、「中長期的成長を重視した経営資源の配分」、「財務基盤」の3つのバランスがとれた株主還元策であることを基本として、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準及び最低配当額を定め、「良いとき」には配当性向の累進により増配し、「悪いとき」にも無配を前提にはいたしません。

判断基準	配当目標計算基準
良いとき	配当性向30～45%程度を目処
基本	配当性向30%程度を目処
悪いとき	年間6円

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2023年3月期の配当は、1株当たり年間184円を予定しております。

内部留保の用途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	26,204	流動負債	10,719
現金及び預金	21,053	営業未払金	2,624
営業未収金	1,388	短期借入金	2,710
契約資産	343	1年内返済予定の長期借入金	2,411
繰延及び前払費用	715	未払法人税等	1,893
貯蔵品	1,410	契約負債	493
その他	1,293	賞与引当金	83
貸倒引当金	△0	その他	504
固定資産	43,368	固定負債	24,793
有形固定資産	39,418	長期借入金	21,717
船舶	17,604	繰延税金負債	242
建物及び構築物	10,412	退職給付に係る負債	79
機械装置及び運搬具	30	受入保証金	1,474
工具、器具及び備品	683	長期前受収益	536
土地	1,133	特別修繕引当金	701
信託建物及び信託構築物	3,419	その他	40
信託土地	204		
建設仮勘定	5,930	負債合計	35,512
その他	0	純資産の部	
無形固定資産	170	株主資本	33,521
ソフトウェア	123	資本金	2,767
商標権	34	資本剰余金	11,652
その他	12	利益剰余金	20,102
投資その他の資産	3,779	自己株式	△1,000
投資有価証券	3,156	その他の包括利益累計額	538
その他	630	その他有価証券評価差額金	537
貸倒引当金	△7	繰延ヘッジ損益	1
資産合計	69,573	純資産合計	34,060
		負債・純資産合計	69,573

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		44,267
売上原価		29,457
売上総利益		14,809
販売費及び一般管理費		1,742
営業利益		13,067
営業外収益		
受取利息	197	
受取配当金	93	
為替差益	442	
その他	38	772
営業外費用		
支払利息	325	
借入手数料	62	
その他	20	408
経常利益		13,431
特別利益		
投資有価証券売却益	263	
固定資産売却益	1	
その他	1	266
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		13,696
法人税、住民税及び事業税		3,052
法人税等調整額		786
当期純利益		9,857
親会社株主に帰属する当期純利益		9,857

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,624	15,849	△1,032	29,209
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,603		△5,603
親会社株主に帰属する当期純利益			9,857		9,857
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		27		32	59
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	27	4,253	31	4,312
当連結会計年度末残高	2,767	11,652	20,102	△1,000	33,521

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	554	118	673	29,882
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△5,603
親会社株主に帰属する当期純利益				9,857
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△17	△117	△134	△134
当連結会計年度中の変動額合計	△17	△117	△134	4,178
当連結会計年度末残高	537	1	538	34,060

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,736
現金及び預金	16,838
海運業未収金	864
営業未収金	286
契約資産	343
繰延及び前払費用	310
立替金	37
貯蔵品	1,198
代理店債権	100
その他	757
貸倒引当金	△0
固定資産	32,168
有形固定資産	15,642
建物	10,250
構築物	125
機械及び装置	3
車両運搬具	13
工具、器具及び備品	678
土地	945
信託建物	3,380
信託構築物	38
信託土地	204
建設仮勘定	0
その他	0
無形固定資産	151
ソフトウェア	105
商標権	34
その他	11
投資その他の資産	16,374
投資有価証券	3,062
関係会社株式	1,740
長期前払費用	144
差入保証金	171
保険積立金	254
長期貸付金	17,323
その他	47
貸倒引当金	△6,369
資産合計	52,905

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,483
海運業未払金	1,584
営業未払金	265
短期借入金	2,510
1年内返済予定の長期借入金	290
未払金	33
未払法人税等	1,884
未払費用	44
前受金	59
契約負債	493
前受収益	203
賞与引当金	57
その他	58
固定負債	9,997
長期借入金	7,605
繰延税金負債	170
受入保証金	1,638
長期前受収益	536
退職給付引当金	16
その他	30
負債合計	17,481
純資産の部	
株主資本	34,897
資本金	2,767
資本剰余金	11,652
資本準備金	2,238
その他資本剰余金	9,414
利益剰余金	21,477
利益準備金	414
その他利益剰余金	21,063
別途積立金	2,600
固定資産圧縮積立金	26
繰越利益剰余金	18,436
自己株式	△1,000
評価・換算差額等	527
その他有価証券評価差額金	523
繰延ヘッジ損益	4
純資産合計	35,424
負債・純資産合計	52,905

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
海運業収益	36,291	
倉庫・運送業収益	2,413	
不動産業収益	4,556	43,262
売上原価		
海運業費用	25,896	
倉庫・運送業費用	2,307	
不動産業費用	2,267	30,471
売上総利益		12,790
販売費及び一般管理費		1,612
営業利益		11,177
営業外収益		
受取利息	438	
受取配当金	90	
為替差益	956	
貸倒引当金戻入額	657	
その他	25	2,167
営業外費用		
支払利息	52	
その他	4	57
経常利益		13,287
特別利益		
投資有価証券売却益	263	
固定資産売却益	1	
その他	1	266
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		13,552
法人税、住民税及び事業税		3,047
法人税等調整額		816
当期純利益		9,688

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,767	2,238	9,386	11,625	414	2,600	28	14,350	17,393
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△5,603	△5,603
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	-
当期純利益								9,688	9,688
自己株式の取得									
自己株式の処分			27	27					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	27	27	-	-	△1	4,086	4,084
当期末残高	2,767	2,238	9,414	11,652	414	2,600	26	18,436	21,477

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,032	30,753	544	123	668	31,421
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△5,603				△5,603
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		9,688				9,688
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	32	59				59
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			△21	△119	△140	△140
当事業年度中の変動額合計	31	4,143	△21	△119	△140	4,002
当期末残高	△1,000	34,897	523	4	527	35,424

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議の結果、監査役全員の意見の一致をみたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

乾汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 渡 來 義 規 ㊟

監 査 役 山 田 治 彦 ㊟

監 査 役 清 水 豊 ㊟

監 査 役 上 野 祐 二 ㊟

以 上

